

インストラクター学科検定会受験の皆様へ

2019年度より、インストラクター実技検定会において、種目合格制度が追加導入されることが決定し、公式サイトでご案内しております。

従来の合格基準はそのまま継続されることに加え、新たに複数回受験による合格が認められます。

学科検定合格後、実技検定受験においては年度内2度目、3度目の受験であっても、従来通りの1回の受験での合格を目指して全種目取り組んでください。

(検定員実技検定も同時に行われている等の運営の都合上、不合格種目だけの受験は認められません。指定外の種目演技が目立つ場合は種目合格制度の対象外とみなします。また、面接において種目合格のために面接加点が必要等の発言がある場合には、適切な判断に支障がありますので加点対象から除外いたします。)

種目合格の申請は5月1日～5月31日ですので、シーズン中合格した時点での申請はできません。

種目合格の対象になるかどうかは、可能な限り各個人で合否発表時の点数の記録を取っておくようにしてください。(地区協会公式サイトにて後日発表予定ですが、掲載までには時間がかかることをご承知ください。)